

福岡市公報

令和2年5月21日 第6675号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正(第67号)	1
○単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正(第68号)	2
水 道 局	
○福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正(規程第13号)	3
交 通 局	
○福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正(規程第25号)	4

規 則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年5月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第67号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成17年福岡市規則第95号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(衛生検査等手当の特例)

5 条例附則第7項の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症(条例附則第7項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者若しくはその疑いのある者(以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。)に対して行う健康管理又は生活支援

- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者等の移送
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の患者等の検体の採取
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着しているおそれがある車両の消毒
 - (5) その他前各号に掲げる作業に準じるものとして市長が認める作業
- 6 条例附則第8項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる作業 従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）
 - (2) 前項第5号に掲げる作業 同項第1号から第4号までの作業との均衡を考慮して市長が定める額
- 7 条例附則第9項第2号の規則で定める消防業務は、第15条第1項第1号に掲げる救急業務とする。
- 8 同一の日において、附則第5項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか1の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（最も高い手当の額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか1の手当）以外の手当は支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

- 2 この規則による改正後の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第5項から附則第8項までの規定は、令和2年2月22日から適用する。

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年5月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第68号

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則（平成5年福岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）附則第9

項」を「福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成5年福岡市条例第10号)附則第7項から附則第11項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条例附則第9項第1号中「第14条第1項の規定による衛生検査等手当(同項第4号に掲げる場合に係るものに限る。)」とあるのは、「単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則(平成5年福岡市規則第43号)第5条第1項の規定による防疫作業手当」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)附則第6項の規定は、令和2年2月22日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の規則附則第6項の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された防疫作業手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

水 道 局

福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和2年5月21日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第13号

福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成5年福岡市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)附則第9項」を「福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成5年福岡市条例第10号)附則第7項から附則第11項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この規程による改正後の福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程附則第4項の規定は、令和2年2月22日から適用する。

交 通 局

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和2年5月21日

福岡市交通事業管理者 重 光 知 明

福岡市交通事業管理規程第25号

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「市職員給与条例附則第9項」を「福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）附則第7項から附則第11項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用日）

2 この規程による改正後の福岡市交通局企業職員の給与に関する規程附則第4項の規定は、令和2年2月22日から適用する。